

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年頃からA県B市に所在していたC工業所（以下「事業所」という。）に雇用され、職長として土木業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、D会社E支社（以下「元請会社」という。）が元請となって施工する工事現場において、屋根のスレート張り作業中に墜落し、負傷した（以下「本件災害」という。）。同日、救急搬送されたF病院にて「急性硬膜下血腫、外傷性くも膜下血腫、左前頭葉脳挫傷他」（以下「本件傷病」という。）と診断され、入院加療となった。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件災害当時、請求人はG市に所在地を変更した事業所の代表者であり、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第9条所定の労働者とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、事業所の代表者を引き受けることとなった経緯について、元請会社からの要請があり、事業所を廃業するわけにはいかないことから、形式上の代表者になったもので、本件事故時まで従前の給料額を従前のおりもらっていたことから見ても、実質的には代表者とは言えず、労基法第9条に所定の労働者に他ならないと主張することから、検討すると、以下のとおりである。

(2) 労災保険法上の労働者であるか否かの判断基準については、決定書第2の1の(1)に記載されているところであるが、当審査会としても、同基準は妥当であると判断することから、以下同基準に基づいて検討する。

(3) 請求人が事業所の代表者となり、元請会社と契約をする経緯について、Hは、要旨、「代表者を早く決めるよう言ったのは事実であるが、請求人を指名した事実はない。」と述べ、さらに、請求人が代表者になるとの報告を受けてこれを了承したもので、その際、請求人は代表者として登録することに前向きであったと述べている。もっとも、Iは、請求人が代表者になることについて、「仕方なく名前だけという気持ちで了解したと思う。」と述べており、必ずしも請求人が積極的にこれを引き受けたものではなかったと感じていたとしている。このようにHとIの印象は異なるものの、Hは、平成〇年〇月〇日時点では前社長の長男であるJに支払額の振込みを行っていたが、請求人が代表者に就任したとの連絡があった後の同年〇月〇日及び〇月〇日については、請求人名義の口座に支払いを行っており、事実、見積書、注文請書、請求書のすべてが「C工業

所 代表者 請求人名」で作成されている。請求人は、Jに対して、「あなたが代表者になるのならKからこちらに住んで、ちゃんと代表者として仕事も取ってほしい。お金だけ取るのはやめてほしい。」と述べたとしており、また、請求人が代表者になることについては、労働者の話し合いによって決められたものであることが認められる。Iは請求人の了解を取って代表者印を押印し、契約書を作成していると述べていることも勘案すると、前社長の死亡後、請求人が名実ともに事業所の代表者になったことは疑いないものと言わざるを得ない。

- (4) 労働者性の判断においては、上記基準によると、まず、使用従属性の有無が問題となるところ、請求人の場合、前社長の死亡後、事業所の代表者となつてからは、業務の遂行に当たって事業所内の他の者の指揮命令を受けていたとは認められず、むしろ、職人の日当額について指示をしていた事実も認められる。この点、請求人は、Iに要望を伝えただけで、Iの同意がなければ実現されなかったものである旨主張するが、Iは自宅で頼まれ仕事をしていただけであり、事務所へもほとんど行っていなかったと述べており、事業所の運営に権限があったとは認められず、ましては事業所の代表者であったとは判断できない。さらに、請求人は出退勤管理もされていたと主張するが、誰に管理されていたかは明らかにしておらず、労務管理される実態があったとは認められない。

労働者性の判断のもう一つの基準である賃金の支払についてみると、請求人は従前どおりの賃金額が支払われていたと主張するが、少なくとも事業所の代表者が請求人とされている以上、支払者は請求人自身であったとみなさざるを得ないものであり、賃金額について従前と比較して変動がなかったとしても、これをもって労働の対償として使用者が支払う賃金であるとは判断できない。

以上のように、請求人は、他の者の指揮監督を受けて業務に従事していたとは認められず、さらに、労働の対償として使用者から賃金を得ていたとも認められないものである。

- (5) 請求人は、上記(3)のとおり、形式においても事業所の代表者であると判断されるものであり、また、上記(4)のとおり、実質においても使用従属性があったとは認められないものであることから、労働者であったとは判断できない。
- (6) なお、当審査会においては、実質的な使用者が元請会社であったと判断する可能性についても検討したが、決定書第2の2(2)のエに説示されていると

おり、請求人の使用者とは言えないことは明らかであると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。